

広島市安佐自然体験交流センターの施設維持管理業務項目(年間)

施設維持管理業務	主な仕様	回数
清掃	施設内及び構内を清潔な状態に保ち、施設の衛生上の維持管理を図ることを目的として、①日常清掃、②宿泊室清掃、③定期清掃（ガラス清掃など）等の業務を行う。 ①③においては現在の清掃業務仕様書を参考として、清掃業務一覧表を作成の上、業務にあたるものとする。 ※なお、12月中旬から3月上旬の期間においては、キャンプ場や屋外トイレについて、閉鎖期間がある場合は、右記回数はその限りでない。	①②毎日 ③随時
厨房廃棄物等の処理 及び厨房内・設備の清掃	①食事提供により食堂及び厨房内で等で生じる廃棄物・ゴミ等の適切な処理を行う（収集運搬も含む）とともに、②食堂及び厨房内の清掃と厨房設備の清掃・管理を行い、機能の維持を図る。	①営業日ごと ②随時
警備	開所日は夜間警備を行い、休所日は昼夜間警備を行う。また、非常事態の際には、適切な処置を講ずるとともに、関係機関への通報等を行う。 なお、警備業務内容については、現在の警備仕様書を参考に、警備業務内訳表を作成の上、業務にあたるものとする。	常時
電気・冷暖房設備等の 運転及び保守管理等	電気・冷暖房設備等の運転及び保守管理に係る各業務を行う。 ①自家用電気工作物及び負荷設備の運転及び保守管理 ②冷暖房設備等の運転及び保守管理 ③衛生給排水設備の保守管理 ④空気環境測定 ⑤飲料水貯水槽の清掃及び水質検査 ⑥ねずみ・こん虫等防除 ⑦ボイラー点検整備業務 ⑧大浴場の浴槽水水質検査業務	①保安規定に定める必要数 ②③常時 ④年6回以上 ⑤清掃：年1回以上 検査：年2回以上 ⑥⑦年2回 ⑧年1回
冷暖房機保守点検	冷暖房機の性能の維持を確保することを目的として、冷暖房機の保守点検業務を行う。	年4回以上
温水ボイラー・貯湯槽 清掃及び保守点検	温水ボイラーの性能の維持を確保することを目的として、ボイラー室に設置されている温水ボイラー（浴室及びシャワー室の給湯用）の清掃及び保守点検を行い、防錆剤を投入する。また、レジオネラ属菌の発生防止対策として、貯湯槽の清掃及び保守点検を行う。	年1回以上

施設維持管理業務	主な仕様	回数
消防用設備等保守点検	消防法第17条の3の3に基づき、施設の消防用設備等の点検（①機器点検（6か月点検）、②機器点検・総合点検（1年点検））等に関する業務を行う。	①年2回以上 ②年1回以上
地下タンク及び地下埋設配管定期点検	消防法の規定に基づき、地下タンク及び地下埋設配管の定期点検を行う。	年1回以上
污水处理施設清掃及び保守点検等	浄化槽法等の規定に基づき、污水处理施設の維持管理に関する業務（①清掃、②保守点検、③水質検査、④法定検査）を行う。	①年8回以上 ②③週1回以上 ④年1回以上
エレベーター及び小荷物専用昇降機保守点検	建築基準法の規定に基づき、エレベーター及び小荷物専用昇降機等の円滑で経済的な運転、事故の未然防止及び機能の低下防止を図るため、①定期点検及び定期整備を行うとともに、②建築基準法に規定する昇降機の定期検査を行う。	①月1回以上 ②年1回以上
建築物及び建築設備の法定点検	建築基準法第12条の規定に基づき、①建築物、②昇降機以外の建築設備、③防火設備について、定期的に損傷、腐食その他の劣化状況の点検を行う。 【対象施設】 管理宿泊棟、キャンプ場（野外炊飯場、屋外トイレ、器具庫等）、こども開拓村（農園事務所、小屋、屋外トイレ等）、広場等（屋外トイレ等）、排水施設等	①3年に1回以上 （初回は令和8年12月に全棟実施） ②③年1回以上 （初回は令和6年12月に全棟実施）
農園・畜産等維持管理業務	こども開拓村において、体験用に農作物を栽培する農園の管理及び農作物の栽培と、家畜小屋にて飼育する家畜の世話や家畜小屋の清掃や維持管理について、必要に応じて毎日又は適宜行うこと。	毎日又は適宜
一般廃棄物収集運搬処理	施設から排出する厨芥等をそれぞれ収集し、搬出処理する。	週2回程度
秘密文書回収運搬等	施設から秘密文書を回収させ、製紙原料としてリサイクルできるよう製紙業者に搬入する。	随時
プレーパーク、大型遊具等	（社）日本公園施設業協会が策定した基準に基づき①日常点検及び②定期点検を行う。	①毎日又は適宜 ②年2回以上

施設維持管理業務	主な仕様	回数												
敷地内美観維持業務	①敷地内の側溝に堆積した土砂等の除却作業、敷地内の樹木の落葉等に伴う清掃作業及び焼却作業、②敷地内の中低木の樹木剪定及び除草、③敷地内の一部樹木の透かしせん定及び樹木診断等の各業務を行う。なお、業務の実施範囲は各ゾーンごとの主要施設周辺及び園路内及びそれに隣接する範囲にて行うものとする。	①随時												
		②表ア及び表イのとおり												
		③表ウのとおり												
	表ア 除草													
	<table><tr><th>施工場所</th><th>回数</th></tr><tr><td>中低木付近</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>平地</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>キャンプ場内</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>こども開拓村・農園</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>広場等</td><td>年2回以上</td></tr></table>	施工場所	回数	中低木付近	年2回以上	平地	年2回以上	キャンプ場内	年2回以上	こども開拓村・農園	年2回以上	広場等	年2回以上	
	施工場所	回数												
	中低木付近	年2回以上												
	平地	年2回以上												
	キャンプ場内	年2回以上												
	こども開拓村・農園	年2回以上												
広場等	年2回以上													
表イ 樹木剪定														
<table><tr><th>施工場所</th><th>回数</th></tr><tr><td>中低木寄植</td><td>年1回以上</td></tr><tr><td>生垣</td><td>年1回以上</td></tr></table>	施工場所	回数	中低木寄植	年1回以上	生垣	年1回以上								
施工場所	回数													
中低木寄植	年1回以上													
生垣	年1回以上													
表ウ 高木管理														
<table><tr><th>施工場所</th><th>回数</th></tr><tr><td>簡易診断 カルテ作成・更新</td><td>年1回以上</td></tr><tr><td>高木透かし剪定等</td><td>年1回以上</td></tr><tr><td>発芽促進剤散布</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>病虫害防除</td><td>年2回以上</td></tr><tr><td>倒木・危険木処理（伐採、廃棄）※</td><td>随時</td></tr></table>	施工場所	回数	簡易診断 カルテ作成・更新	年1回以上	高木透かし剪定等	年1回以上	発芽促進剤散布	年2回以上	病虫害防除	年2回以上	倒木・危険木処理（伐採、廃棄）※	随時		
施工場所	回数													
簡易診断 カルテ作成・更新	年1回以上													
高木透かし剪定等	年1回以上													
発芽促進剤散布	年2回以上													
病虫害防除	年2回以上													
倒木・危険木処理（伐採、廃棄）※	随時													
※倒木処理においては、上記範囲外に敷地内にあるオリエンテーリングコースにおいても実施すること。														
なお、業務量については、現行管理者の人員実績を参考に設定すること。														
＜参考：実施実績＞														
・草樹木等維持管理業務：R5年度委託額2,739千円														
・危険木・支障木伐採業務：R5年4回実施（委託額：1,749千円）														
・臨時職員3名（延べ180～200日勤務）※除草、剪定、危険木伐採等作業を実施														